

# だて市政だより 災害対策号

【第8号】

平成23年5月6日発行

## ■環境放射線の推移

原発事故発生当初、伊達市では放射線測定機器の配備が無く、測定はできませんでしたが、県では、伊達市内の環境放射線の測定点を保原本庁として3月18日から継続して測定しています。

未だ原発は収束しておらず、現在も放射性物質の降下堆積がまったく無いとは言えませんが、今の放射線レベルは、3月13日から15日にかけての初期の爆発等によって放射されたものが風に乗って飛散し、その際に降り積もったものが主たる放射線量の原因となっていると考えられています。

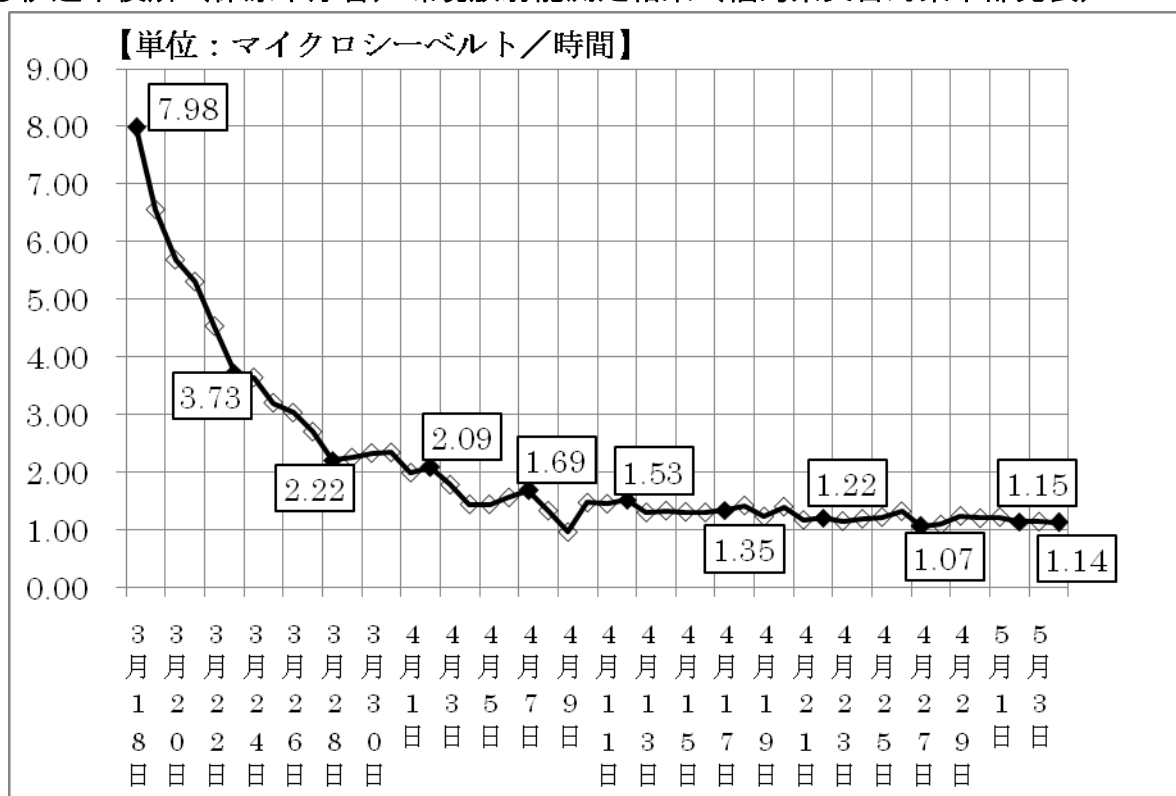
これまで県が継続的に計測した数値は下のグラフのとおりで、時間とともに次第に減少する傾向にあることが分ります。これは放射性物質の半減期（例えば、ヨウ素の放射線量は8日で半分になる性質）によるものと考えられ、現在既に、当初の20%以下になっています。しかし今後は半減期の長いセシウム（30年）などにより、次第に減少割合は少なくなりつつあると言えます。

現在、原発の安定化（放射性物質の放出が無い状態）に向け、冷温停止の作業工程も示され、関係者が作業に取り組んでいることから、その達成に期待するとともに、土壌などに積もった放射性物質の除去など何らかの方策による放射線量の低減を模索していきたいと考えております。

その取り組みのひとつが、今回実施いたしました放射能レベルの高い小学校校庭の表土を剥ぐ取り組みで、子どもの自由な屋外活動に一定の効果が得られたものと考えております。

伊達市長 仁志田 昇司

◎伊達市役所（保原本庁舎）環境放射能測定結果（福島県災害対策本部発表）



## ■市内各地域の放射線測定結果

| ◎放射線測定値（伊達市測定） |        |            |                 |        |        |        | [単位：マイクロシベルト/時間] |
|----------------|--------|------------|-----------------|--------|--------|--------|------------------|
| 測定日            | 伊達地域   | 梁川地域       | 保原地域            |        | 霊山地域   |        |                  |
|                | 伊達総合支所 | 梁川総合支所     | 保原本庁舎           | 富成郵便局  | 霊山総合支所 | 八木平バス停 |                  |
| これまでの最高値       | 1.74   | 1.57       | 7.98            | 2.43   | 3.61   | 2.83   |                  |
| 4月27日          | 0.71   | 0.68       | 1.17            | 1.81   | 1.57   | 2.39   |                  |
| 28日            | 0.69   | 0.76       | 1.26            | 2.09   | 1.37   | 2.31   |                  |
| 29日            | 0.86   | 0.73       | 1.09            | 1.58   | 1.39   | 2.29   |                  |
| 30日            | 0.88   | 0.77       | 1.21            | 1.85   | 1.61   | 2.24   |                  |
| 5月1日           | 0.90   | 0.63       | 1.33            | 1.71   | 1.46   | 2.31   |                  |
| 2日             | 0.73   | 0.70       | 1.11            | 1.65   | 1.38   | 2.09   |                  |
| 3日             | 0.76   | 0.64       | 1.07            | 1.66   | 1.44   | 2.20   |                  |
| 4日             | 0.62   | 0.54       | 0.91            | 1.25   | 1.11   | 1.66   |                  |
| 測定日            | 霊山地域   |            |                 | 月館地域   |        |        |                  |
|                | 坂ノ上集会所 | 小国ふれあいセンター | こどもの村国道115号線駐車場 | 月館総合支所 | 相葎集会所  |        |                  |
| これまでの最高値       | 5.92   | 7.24       | 3.15            | 2.88   | 3.86   |        |                  |
| 4月27日          | 3.75   | 2.39       | 2.45            | 1.14   |        |        |                  |
| 28日            | 3.11   | 2.31       | 2.55            | 1.22   |        |        |                  |
| 29日            | 3.24   | 2.29       | 2.39            | 1.44   | 3.11   |        |                  |
| 30日            | 3.54   | 2.24       | 2.86            | 1.08   | 3.16   |        |                  |
| 5月1日           | 3.68   | 3.00       | 2.59            | 1.22   | 3.86   |        |                  |
| 2日             | 2.93   | 2.44       | 2.43            | 1.00   | 2.75   |        |                  |
| 3日             | 3.29   | 2.45       | 2.32            | 1.19   | 3.02   |        |                  |
| 4日             | 2.58   | 1.81       | 2.25            | 1.06   | 3.01   |        |                  |

※問い合わせ先：市災害対策本部 ☎575-1003

## ■小国小学校、富成小学校・幼稚園校庭などの表土除去について

4月に行われた「環境放射線モニタリング調査」に基づき、学校の校舎・校庭などでの利用判断について暫定的な基準（3.8マイクロシベルト/時間）が国（文部科学省）から示されました。伊達市においては、この基準に従い、これを上回った3カ所については、屋外活動を制限してきたところですが、

しかし、子どもの成長にとって屋外活動は重要であり、この制限を受けた2小学校と、市独自の調査により基準値を上回った1幼稚園について、県の環境アドバイザーなどから放射能物質は土壌の表面に堆積しているため表土除去は効果あるとの考え方が示され、本市も独自に試験を行った結果その効果が確認されたため、連休中に小国小学校、富成小学校、富成幼稚園の校（園）庭の表土を5cm除去いたしました。

その結果は、下記のとおり放射線量の低下が確認されたところですが、

なお、除去した土については、国により処分方法の方針（文部科学大臣に要請中）が示されるまでの間、敷地内に仮置きし被覆シートにより保全しています。

[単位:マイクロシベルト/時間]

| 測定施設 | 小国小学校 |      |      | 富成小学校 |      |      | 富成幼稚園 |      |      |
|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|
| 測定場所 | 校庭中央  |      |      | 校庭中央  |      |      | 園庭中央  |      |      |
| 測定地点 | 100cm | 50cm | 1cm  | 100cm | 50cm | 1cm  | 100cm | 50cm | 1cm  |
| 除去前  | 5.20  | 5.35 | 6.76 | 4.72  | 4.78 | 5.42 | 3.81  | 3.96 | 4.94 |
| 除去後  | 0.86  | 0.88 | 0.79 | 0.63  | 0.66 | 0.61 | 1.00  | 0.91 | 0.87 |

※問い合わせ先：【学校関係】教育委員会学校教育課 ☎577-3249

【幼稚園、保育園関係】こども部こども保育課 ☎577-3141

## ■子どもたちの安全・安心の考え方

子どもたちの学校生活における放射線について、文部科学省は「福島県内の学校の校舎・校庭などの利用判断における暫定的な考え方」として、年間累積放射線量を20ミリシーベルト以下とすべきとの判断から、子どもの生活パターンを基に8時間屋外に居る事を前提に計算した結果、3.8マイクロシーベルト/時間を基準値として示しました。

これについては、保護者や一部識者から子どもにとって高すぎるのではないかという強い意見があるところですが、被ばく量は少ないほど良いことはもちろんで、平常時は年間1ミリシーベルト未満であることが求められるところですが、国際放射線防護委員会（ICRP）は「福島原発事故のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1ミリシーベルト/年から20ミリシーベルト/年の範囲で考えることも可能」とする声明を本年3月21日に出しています。このことから、文部科学省では原子力委員会の助言と国の原子力災害対策本部の見解を受け、校舎・校庭などの利用判断における暫定的な目安として、県や県教育委員会に通知したものです。

過日、県副知事、一部市長が国にこの基準値の見直しの必要性について意見を述べたことに対して、首相、文部科学大臣などは「国として一定の判断をしたもので、直ちに変わる考えはない」と回答しておりますし、伊達ふれあいセンターで講演された県のアドバイザーである山下教授も「過剰な心配・無用な不安は精神衛生上良くない。前向きな・建設的な生活再建の妨げになる」など国の安全基準に従って欲しいとの説明がされています。

したがって、伊達市としては当面、国の基準に沿って対応を進めることとし、今回の3.8マイクロシーベルト/時間以上の校庭の表土を剥ぐことについても、その基準に沿って行ったものです。保護者の中には自分たちで3.8マイクロシーベルト/時間以下でも表土を剥ぎたいとする方もおられますが、剥いだ表土の処理について国の方針も定まらない今の状況ですので、しばらくは市の方針に従って頂きたいと思えます。

※問い合わせ先：【学校関係】教育委員会学校教育課 ☎577-3249

【幼稚園、保育園関係】こども部こども保育課 ☎577-3141

## ■災害廃棄物の取扱いについて

5月2日、環境省の関審議官が来庁し、放射性物質の拡散や風評被害の防止を目的とした「福島県内の災害廃棄物の取扱いについて」の説明がありました。

当市に関わる事項として、「災害廃棄物については、当面の間、仮置き場に集積しておき、処分は行わない。処分については、災害廃棄物の汚染状況についての現地調査結果を踏まえ検討する。」というものであり、4月29、30日に行った学校、幼稚園庭の表土除去に伴う土砂やがれきなどについての処理方法や処理基準が近く示されることとなります。

※問い合わせ先：市災害対策本部 ☎575-1003

## ■飲用水の放射性ヨウ素、セシウム測定結果

災害対策号（第7号）以降（4月28日以降）、月館簡易専用水道および摺上川ダムの水道水において、放射性ヨウ素、セシウムは検出されていませんので、引き続き安心してご使用ください。

※問い合わせ先：上下水道部施設工事課 ☎577-7213、総務課 ☎577-3283

## ■農産物被害などに関する情報

### ○摂取可能な農産物について

県では農林産物の放射能測定を実施し、暫定規制値を下回っている農林水産物を公表しています。安心して食べていただける伊達市産の農産物では、新たにわらび、たらの芽、ぜんまい、カブが追加されました。（H23.5.4 現在）

### ○東京電力福島第一原発事故の賠償範囲について

東京電力福島第一原発事故の賠償範囲を検討する原子力損害賠償紛争審査会は、損害賠償の範囲に関する第一次指針を取りまとめました。

指針では、農産物が政府の指示による出荷制限や、県による出荷自粛により出荷されなかったことにより生じた減収分と、廃棄や返品などにかかった追加的費用を「営業損害」と位置づけ、補償対象とされました。

損害賠償のためには、被害を受けたことを示す記録用紙、出荷伝票、写真などの関係書類の提出が必要ですので、保管しておいてください。

なお、今回の指針には盛り込まれなかった風評被害の判断は、次回指針以降の検討課題となりました。

## ■放射線に関するQ&A

**問：現在妊娠しています。胎児に対する影響が心配です。**

答：現在報道されている環境放射線は1時間当り数マイクロシベルトとなっていますが、これはあくまでも屋外での空間線量です。

屋内では、一般的に5分の1から10分の1程度に減りますので、実際の被ばく線量は少なくなります。

蓄積されることへの心配はあると思われませんが、現在の状況が継続すれば、健康リスクが出ると言われている100ミリシベルトまで蓄積される可能性はありません。また、同じ100という線量でも、1回で100を受ける場合と、1を100回に分けて受ける場合とでは影響がまったく違います。少しずつならリスクははるかに少ないのです。

妊娠しているお母さんが特に心配されるのも当然です。

長崎では妊娠初期に被ばくした場合、小頭症の例が増えたのは事実ですが、原爆による被ばく線量が桁違いに大きいことによるものです。現在の福島の被ばく量ではなんら心配ありません。

チェルノブイリでは、事故当時お腹にいた子どもの中で増加の報告はありません。

(※引用：福島県災害対策本部原子力班監修「今までの講演会での代表的なQ&A」より)

**問：放射性物質はなくならないのですか？**

答：今回の原子力発電所事故の場合、燃料が核分裂して様々な元素に分解し、その中に放射性物質が含まれています。

多くの物質は、体内に取り込まれても、通常、排泄物として対外へ排出されますが、なかには体の中の特定の臓器の成分に取り込まれて長期間生体内に残留する放射性物質もあります。

その代表的なものに、甲状腺に集まる放射性ヨウ素131や筋肉に滞留するセシウム137などがあります。

放射性物質は、崩壊して非放射性になっていきますが最初の量の半分になる時間は、放射性ヨウ素131でおおよそ8日、セシウム137で30年です。(物理的半減期といいます)セシウムの場合は、体内に取り込まれて体外に排出されるまで100から200日(年齢によって異なります)といわれています。(生物学的半減期といいます)

また、土壌における影響では、ヨウ素131は半減期が短いので、放射性物質が飛来しなくなった後、数カ月後には壊変(不安定な状態から安定した状態になること)して影響はなくなります。

セシウムは半減期が30年と長いため、地表に拡散されたものは、土壌に強く吸着され、その結合もほとんど離れない強固なものになります。このため、ある程度時間がたてばセシウムは土壌と結合することで徐々に植物へも移行しにくくなります。

しかし、外部被ばくを少なくするとともに、セシウム137で汚染されたちりや埃などを体内に取り込んで内部被ばくをしないためにも、表土の入れ替やその他土壌の改良などが必要です。

(※引用：日本放射線影響学会福島原発事故に伴うQ&Aグループ監修「福島原子力発電所の事故に伴う放射線の人体影響に関する質問窓口(Q&A)開設について」より)

※問い合わせ先

|  |  |
|--|--|
| * 福島県<br>放射線に関する問い合わせ専用電話<br>☎024-521-8127 (受付：24時間)     | * 健康相談ホットライン(日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研究センターなど)<br>☎0120-755-199 (受付：9時～21時) |
| * 放射線被ばくの健康相談窓口(放射線医学総合研究所)<br>☎043-290-4003 (受付：9時～21時) | * 原子力災害全般に関する問い合わせ<br>(経済産業省原子力安全・保安院)<br>☎03-3501-1505、5890 (受付：24時間)   |

伊達市災害対策本部 (保原本庁舎2階)575-1003